

令和3年8月1日

# 後期高齢者医療の 保険証が更新されます

新



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」



## 後期高齢者医療被保険者証

有効期限

被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 令和 4 年 7 月 3 1 日  
住 所 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

氏 名 埼玉 太郎

生 年 月 日	昭和 8 年 4 月 1 日	性別 男
資 格 取 得 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日	
発 効 期 日	平成 21 年 8 月 1 日	
交 付 年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日	
一部負担金の割合		

1 割

保 険 者 番 号 3 9 1 1 1 2 3 4

保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合 印

旧



①新しい保険証は、お住まいの市区町村から7月中にお届けします。

②医療機関等を受診するときは、必ず保険証を提示してください。

③医療機関等での一部負担金の割合は1割または3割です。

※一部負担金の割合欄が「1割(令和3年7月31日まで3割)」の場合、7月31日まで3割、8月1日から1割です。

**新しい保険証が届いたら、古い保険証はご自身で処分してください。**

(市区町村の後期高齢者医療担当窓口でも回収しています。)

●災害や著しい収入減少(被保険者・世帯主)などの特別な事情がある場合、一部負担金や保険料が申請により減免となる場合があります。

『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』をお持ちですか?

所得の多い方(現役並み所得の一部の方)または住民税非課税世帯の方は、申請により交付を受けることができます。  
(各種認定証を医療機関等の窓口で掲示した場合、お支払いが適用区分に応じた自己負担限度額までとなります。)

●生活習慣病の早期発見・健康保持のため、健康診査を受けましょう!

お問い合わせは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口まで

(発行:埼玉県後期高齢者医療広域連合)